

遺失物法における「施設占有者」のルール

【施設利用者（一般人）への対応】

- 施設占有者は、拾得者からの拾得物の交付（届出）を拒むことはできない。

施設を利用する者がその施設内で拾った物は、施設占有者に交付しなければならないと定められているため、施設占有者は利用者からの拾得物の交付を拒むことができないとされている（遺失物法第4条第2項より）。

- 拾得者から拾得物の交付を受けた施設占有者は、拾得者の請求があったときは、法定事項を記載した書面を交付しなければならない。

施設占有者は、拾得者の権利の有無に関わらず、拾得物の交付に係る事項について、書面で交付して欲しい旨の請求があった場合は、次の事項を記載した書面を交付しなければならない（法第14条）。

－【法定事項】－ ① 物件の種類及び特徴 ② 物件の交付を受けた日時 ③ 施設の名称及び所在地並びに施設占有者の氏名（法人：名称及び代表者氏名） ※ 様式の定めはありません。
--

【留意事項】

- 拾得物については、善管注意義務がある。

施設占有者が拾得物を遺失者に返還し、又は警察署長に提出するまでの間、善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない（法第15条）。

- 拾得物について掲示し、又は書面を備付けなければならない。

施設占有者は、次の事項について掲示等を行わなければならない（法第16条）。

- ① 物件の種類及び特徴
- ② 物件の拾得の日時及び場所

※ 掲示等の期間は、当該物件の拾得者が判明するまでの間又は当該物件を警察署長へ提出するまでとなっております。

【警察への提出】

- 施設占有者は、拾得物を警察署長（警察署、交番等）へ拾得物を提出する際は、提出書と併せて提出しなければならない。

警察署長へ拾得物を提出する際は、遺失物法施行規則第26条に規定された事項を記載した提出書を当該警察署長へ提出しなければならない。

※ 様式の定めはありませんが、熊本県警察のホームページに参考様式を掲載しておりますので、ご活用されてください。